

船舶事故調査報告書

平成23年9月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 石川 敏 行

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成23年2月7日 15時20分ごろ～15時30分ごろの間）
発生場所	不明（福岡県苅田町苅田港東方沖 苅田港北防波堤灯台から真方位103°13.9海里（M）付近～同灯台から真方位103°11.6M付近）
事故調査の経過	平成23年2月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	砂利石材等運搬船 第七運 ^{うんえい} 栄丸、499トン 132330、有限会社山二海運（所有者）、東亜海運産業株式会社（運航者） 73.86m×13.50m×6.97m、鋼 ディーゼル機関、1,471kW、平成7年6月
乗組員等に関する情報	船長 男性 64歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和45年9月11日 免状交付年月日 平成22年11月5日 免状有効期間満了日 平成28年3月18日 一等航海士 男性 62歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和48年6月29日 免状交付年月日 平成22年11月5日 免状有効期間満了日 平成28年5月25日
死傷者等	死亡 1人（一等航海士）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、苅田港東方沖を針路約099°（真方位）及び約14ノットの対地速力で航行中、船長が1人で船橋当直に当たり、一等航海士、次席一等航海士及び一等機関士が船倉の水洗い作業を開始した。 次席一等航海士及び一等機関士は、ホース2本で放水して船倉内を洗い流し、汚水をポンプで排水したのち、拭き取った汚水をバケツにため、一等航海士は、甲板上でそのバケツを引き上げて船外に捨てる作業を行っていた。 次席一等航海士は、平成23年2月7日15時20分ごろ、船倉内で一等機関士と残った汚水を拭き取る作業をしていたが、バケツ1個では作業効率が悪かったので、ハッチコーミングの左舷船尾側で作業をしていた一

	<p>等航海士にもう1個のバケツを下ろすように依頼した。</p> <p>一等機関士は、15時30分ごろ、追加したバケツが船倉内に下ろされていないことを次席一等航海士から聞いて甲板に上がったところ、一等航海士がいないことに気付き、船内を探したが見当たらなかった。</p> <p>船長は、次席一等航海士の報告を受け、本船を反転させて海上の捜索を開始するとともに、海上保安庁や運航者等に連絡した。</p> <p>一等航海士は、17時55分ごろ、苅田港東方沖（北緯33°46′東経131°14′付近）で海上保安庁の航空機により発見され、18時20分ごろ、巡視艇により心肺停止状態で揚収され、のち死亡が確認された。</p> <p>一等航海士の死因は、溺水と検案された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好</p> <p>海象：波 平穏、潮流 ほとんどなし、海水温度 約8℃</p>	
その他の事項	<p>本船のハッチコーミングから舷側までの通路の幅は、約1mであり、舷側には、高さ約70cmのハンドレールが設置され、船尾甲板は、ブルワークで囲われていた。</p> <p>一等航海士が落水した状況を目撃した乗組員は、いなかった。</p> <p>一等航海士の健康状態は、良好であった。</p> <p>一等航海士は、甲板上で作業していた際、作業用救命胴衣を着用していなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>一等航海士の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、苅田港東方沖を東進中、甲板上で作業していた一等航海士が、15時20分ごろ次席一等航海士と作業の連絡を行ったのち、15時30分ごろ甲板上にいないことに一等機関士が気付いたことから、この間において、一等航海士が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>一等航海士は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が苅田港東方沖を東進中、甲板上で作業していた一等航海士が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>本事故後、運航者は、次の改善措置をとった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船倉水洗い作業時、甲板上で作業する乗組員は、作業用救命胴衣、命綱及び安全ベルトを着用すること。 ・甲板上に取り外し可能な支柱を設置し、甲板作業時、ハンドレールよりも高い位置に落水防止用ロープを張ること。 	